

**全国展開となる規制の特例措置一覧【報告事項】**  
**(地域活性化部会)**

資料 1

| 所管省庁  | 特例措置<br>番号 | 特定事業の名称                             | 措置<br>区分 | 特例措置の概要                                                                                                                   | 過去<br>評価時期 | 認定件数<br>(第55回認定まで) |
|-------|------------|-------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------|
| 国土交通省 | 1226       | 地域限定旅行業における旅行<br>業務取扱管理者の要件緩和事<br>業 | 通達       | 地域の旅行業務取扱管理者に他業<br>種との兼任を認める。                                                                                             | 平成27年      | 2件                 |
| 国土交通省 | 1230       | 回送運行効率化事業                           | 省令       | 自動車運送船からの陸揚げ地点・<br>自動車運送船への積み込み地点と<br>自動車の整備工場・駐車場等間<br>又は駐車場等間の回送において<br>は、一定の措置を講じることを条<br>件に後面の回送運行許可番号標<br>の表示を省略できる。 | 令和2年度      | 1件                 |

## 特例措置番号1226の関連資料

- ① 特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 関係府省庁の通達案【報告事項】 . . . . . 2
- ③ 報告対象となる規制の特例措置の基本方針別表 . . . . . 4
- ④ 報告対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 5
- ⑤ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 7

# 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（特例措置番号1226） （平成25年5月措置）

## <これまで>

旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

## <関係法令等>

旅行業法第11条の2

旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第7

## <取り巻く環境の変化>

地域観光資源の活用、地域密着型の旅行等へのニーズに対応するため、旅行者を受け入れる地域が、地域密着型旅行商品や体験プログラムを提供するなど「着地型観光」推進の機運が高まっている。

構造改革特区の活用

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者に  
他業種との兼任を認める。

## <主な要件>

- 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

認定計画数：3件（累計）  
2件（令和3年3月末現在）  
【うち1件は国家戦略特区で活用】

## ◎実際の取組事例

～心のふるさと おおくら観光・交流特区～  
（平成25年6月認定）

実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行業者からは取りあってもらえない状況にある。

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。



(案)

観 参 第 号  
令 和 年 月 日

(一社) 日本旅行業協会会長  
(一社) 全国旅行業協会会長  
都道府県知事  
各運輸局長  
沖縄総合事務局長

あて

観光庁長官

#### 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について

平成 25 年 5 月 21 日付け観産第 83 号「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について」において、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度の特例措置として、地方公共団体が、旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に特区計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認めるとされているところです。

今般、「構造改革特別区域基本方針」に基づき、当該特例措置の全国展開として、特区のみならず全国の地域限定旅行業者の営業所で選任された旅行業務取扱管理者が一定の要件の下で他業種との兼任を認めることとし、その具体的な取扱いを下記のとおりといたしますので、ご了承願います。

なお、平成 25 年 5 月 21 日付け観産第 83 号「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について」は令和 3 年〇月〇日をもって廃止します。

## 記

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認められる場合、当該営業所においては、旅行業務取扱管理者について当該他業種との兼任を認めます。

なお、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認められる場合」とは次の全てを満たす状態をいいます。

- (1) 少なくとも営業所の営業時間内において、旅行業務取扱管理者と、旅行業務取扱管理者以外の当該営業所において旅行業又は旅行業者代理業に従事する者が常時連絡を取ることができる体制を構築すること。
- (2) 旅行業務取扱管理者が営業所に不在の場合であっても、当該旅行業務取扱管理者が営業所における旅行業務に関する管理及び監督を適切に実施することができるよう、営業所における旅行業務の実施状況を確認するために必要な環境を整えとともに、必要があれば直ちに営業所に出勤できるようにすること。
- (3) 旅行者からの依頼があれば、速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うこと。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を常時講じていることを理由として、旅行業務取扱管理者の営業所への不在を常態化していないこと。

(なお、営業所への不在により旅行業務取扱管理者の職務義務違反が認められた場合は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 19 条第 1 項の規定による不利益処分の対象となることに留意。)

以上

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号                  | 1226                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特定事業の名称             | 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業                                                                                                                                                                                                                               |
| 措置区分                | 通達                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第11条の2<br>旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第8                                                                                                                                                                                          |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令に定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。                                                                                   |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。 |
| 同意の要件               | 特になし                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 1 2 2 6 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

### 1. 特例を設ける趣旨

地域密着型の着地型旅行商品へのニーズに対応するため、旅行業務取扱管理者が不足している状況を踏まえ、地域限定旅行者について、旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認めるものです。

### 2. 特例の概要

地方公共団体が、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案し、当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めた場合、内閣総理大臣に特区計画を申請し、認定を受けることで、当該旅行業務取扱管理者に、他業種との兼任を認めるものです。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がない」とは次の全てを満たす状態をいいます。

- ① 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の2第1項及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第10条に規定する旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- ② 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 規制の特例措置の適用を受けようとする者について、特区計画認定申請の時点で地域限定旅行業の登録が行われている場合は、特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄に、登録番号を記載すること。
- (2) 規制の特例措置の適用を受けようとする者について、特区計画認定申請の時点で地域限定旅行業の登録を受けていない場合は、特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄に、今後登録の申請を行う予定である旨を記載すること。この場合、「4 特定事業の内容」欄に記載する事業の実施期間は、地域限定旅行業の登録を受けた日以降とすること。

- (3) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がない」と認めた根拠（当該旅行業務取扱管理者の勤務形態、営業所と兼任する他業種の職場との位置関係、当該旅行業務取扱管理者が営業所に不在の場合の連絡体制等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし。



## 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

| 番号 | 都道府県名 | 申請地方公共団体名 | 特区の名称              | 区域の範囲        | 特区の概要                                                                                                                                                                                                                                         | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の名称                   | 認定回                 |
|----|-------|-----------|--------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------|---------------------|
| 1  | 山形県   | 大蔵村       | 心のふるさと おおくら観光・交流特区 | 山形県最上郡大蔵村の全域 | 肘折温泉は、近郷近在の農家の方が農閑期に骨休めをする湯治場として年間20万人の観光客が訪れ賑わいを続けてきたが、生活環境の変化とともに観光客が減少している。そこで、「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなもてなしの心等の地域資源を活かしたその地ならではの体験を提供する着地型観光を提供しているが、規模が小さいことから大手の旅行者からは取りあってももらえない状況にある。特例措置を活用した「旅行業」を自ら行い、集客することで交流人口が拡大され地域の活性化を図る。 | 1226       | ・地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業 | 第31回<br>平成25年8月9日認定 |

## 国家戦略特別区域で活用している計画の一覧

| 番号 | 都道府県名 | 市町村名 | 実施主体          | 区域の範囲     | 内容                                                                                                                                            | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の名称                   | 実施時期         |
|----|-------|------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------|--------------|
| 1  | 秋田県   | 仙北市  | 仙北市農山村体験推進協議会 | 秋田県仙北市の全域 | 地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行業法に規定された旅行業務取扱管理者の職務を果たさなければならないとなったときに、速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための電話による連絡体制を構築することで、他業種との兼任を認める。 | 1226       | ・地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業 | 平成 30 年度より実施 |

特例措置番号1230の関連資料

① 特例措置の概要 . . . . . 1

② 関係府省庁説明資料【報告事項】 . . . . . 2

③ 報告対象となる規制の特例措置の基本方針別表 . . . . . 10

④ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 11

## 回送運行効率化事業（1230）

### <これまで>

自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送を行う場合にあっては、回送運行許可番号標を回送自動車の前面及び後面に表示する必要がある。

構造改革特区の活用

### <関係法令>

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第36条の2第1項第1号  
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5

### <取り巻く環境の変化>

頻繁に回送運行を行うにあたり、回送運行許可番号標の着脱作業によって、時間的、経済的コストが生じているため、作業効率化、コスト削減が求められている。

自動車運送船からの陸揚げ地点・自動車運送船への積み込み地点と自動車の整備工場・駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送を行う場合においては、以下に掲げる措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。

### <主な条件>

1. 回送経路が公道横断のみの場合
  - ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
  - ・回送自動車の回送経路を特定する。
  - ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。
  - ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する。
2. 回送経路が公道横断以外の場合
  - ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。後面に回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。
  - ・回送自動車の回送経路を特定する。

認定計画数：1件（累計）  
1件（令和3年3月末現在）

### ◎実際の取組事例

～国際自動車トレード特区～

実施主体：愛知県、豊橋市及び蒲郡市

三河港は、国内外の自動車メーカーの輸出入拠点として、自動車貿易では世界でも有数の取扱いを誇る国際自動車港湾である。埠頭の近隣に整備工場やモータープールが立地しており、一般車両の交通は少ないが、公道を使う回送においては、回送運行許可番号標を1台毎に取り付ける必要があり、脱着等の回送運行にかかる作業の効率化が課題となっている。本特例措置を活用し、回送時の作業を効率化する。このことにより、自動車流通機能を強化し、三河港の更なる振興と発展を図る。



# 国際自動車トレード特区の全国展開

---

回送運行許可における後面表示省略の特例の創設

令和3年12月

## 自動車登録制度

- 道路運送車両法において、自動車の使用にあたり道路交通上の安全性を確保する観点から、道路運送に適切な状態であることを確認すべく自動車の登録制度及び検査制度を設けており、自動車は、登録を受けなければ運行の用に供してはならないこととしている（法第4条）。
- 一方で、例えば未登録の車両について検査登録を受けに車検場に運送する場合は、積載車なしでは運送することができないため、期間を限定して運行することを自動車単位で許可する臨時運行許可制度が設けられている（法第34条）。
- 通常の登録を受けた自動車は自動車登録番号標を、臨時運行許可を受けた自動車は臨時運行許可番号標をそれぞれ当該自動車の前面及び後面に表示することを義務付けており、当該登録又は許可を受けていることを何時でも誰でも容易に判別できるようにしている（法第19条及び第36条）。

## 回送運行許可制度

- 自動車メーカーは、毎日同一型式の自動車を工場で大量生産し、工場から保管ヤード間等の同一経路、同一目的によって頻繁に大量の自動車を輸送する必要がある。輸送される車両は、販売前の車両であるため登録は受けられず、また、大量の車両輸送時において一台一台に同じ内容の臨時運行許可を取ることはあまり意味がなく、また膨大なコストがかかる。
- このため、回送運行を行う事業者に対し回送運行許可を与えることで、こうした自動車の回送運行を認めている（法第36条の2）。

## 回送運行許可番号標の表示

- 回送運行自動車も登録自動車及び臨時運行自動車と同様に、当該運行が、回送運行の許可を受けて行われていることが容易に判別できるよう自動車の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示しなければならない（法第36条の2及び施行規則第26条の5）。



これにより、違法に登録を受けていない自動車と外形的に差別化でき、登録制度を適切に運用

【回送運行許可番号標様式】

品川 12-34



## ○道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

### (回送運行の許可)

**第三十六条の二** 自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送する自動車(以下「回送自動車」という。)で、次に掲げる要件を満たすものを、当該許可の有効期間内に、当該回送運行許可証に記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

- 一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。
  - 二 回送運行許可証を備え付けていること。
- 2 前項の許可の有効期間は、五年を超えてはならない。
  - 3 第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
  - 4 前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
  - 5 地方運輸局長は、第一項の許可を受けた者に対し、その申請に基づき、必要と認められる数の回送運行許可証を交付するとともに、これに対応する数の回送運行許可番号標を貸与するものとする。
  - 6 回送運行許可証には、交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日、回送の目的並びに当該回送運行許可証に係る回送運行許可番号標の番号を記載しなければならない。

## ○道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) (抄)

### (自動車登録番号標の表示)

**第八条の二** 法第十九条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽けん引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

### 2 (略)

### (臨時運行許可番号標の表示)

**第二十四条** 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

### (回送運行許可証の表示等)

**第二十六条の五** 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。

# 構造改革特区における特例措置の概要

○ 本特区地域（三河港）では、大量の自動車の輸出入が行われる地域であり、国産車の工場から港までの移動や輸入車の港から保管ヤードまでの移動を回送運行によって実施しているが、回送運行車両一台ずつ回送運行許可番号標の前面後面の取外しを行うことで生じる時間的・経済的コストを削減し、作業効率を向上させるため、経路を特定し代替措置を講じることで回送運行許可番号標の後面表示の省略を認めたもの（平成31年3月20日構造改革特別区域計画を認定）。

|          | 概要                                                  |
|----------|-----------------------------------------------------|
| 提案主体     | 愛知県、豊橋市、蒲郡市                                         |
| 特例措置の内容  | 適切な代替措置を講じた上で後面の回送運行許可番号標の表示を省略                     |
| 措置を受ける者  | 特区計画において定める区域において回送運行を行う事業者                         |
| 実施地域     | 豊橋市の区域の一部（三河港神野、明海地区等）、蒲郡市の区域の一部（三河港蒲郡地区）【参考参照】     |
| 運行する区間   | 自動車運送船からの陸揚げ地点・自動車運送船への積み込み地点と自動車の整備工場・駐車場等間又は駐車場等間 |
| 特例措置適用台数 | 約20万台（令和元年）                                         |

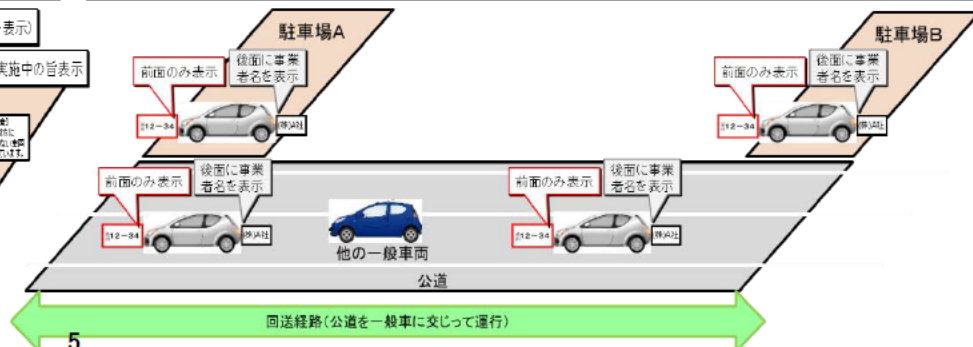
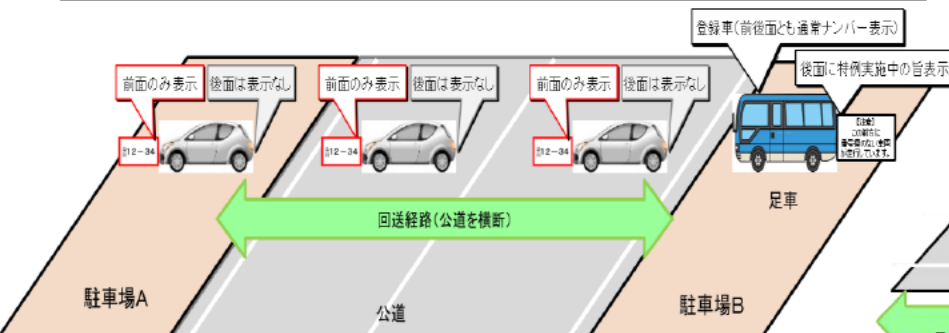
## 代替措置の内容

### 回送経路が公道横断のみの場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。
- 回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）。

### 回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 後面に「回送運行事業者を特定するための表示」を取り付ける。
- 各車バラバラに運行（隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし）。



## 平成31年1月16日付け構造改革特別区域計画認定申請書（抜粋）

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### （1）略

#### （2）回送経路が公道横断以外の場合の代替措置

回送経路が公道横断以外の場合、回送運行を行う事業者は、回送自動車の後面の視認可能な位置に回送運行事業者毎に割り当てられた数字等、回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。なお、**表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う事業者の任意とするが、回送自動車の背後から表示内容の識別が可能となるように表示する。**

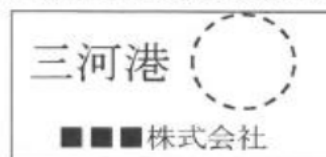
○回送運行事業者毎に割り当てられた数字等の表示

#### （1）表示内容



- ・ 三河港の後に回送事業者毎に割り当てられた数字を記載する。
- ・ 表示の大きさは10cm×20cm程度とし、白地に黒文字で表記する。
- ・ 上記表示内容に加え、回送事業者会社名等の併記も可とする。

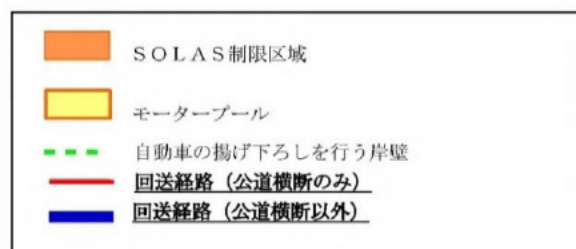
（事業者名等併記する場合）





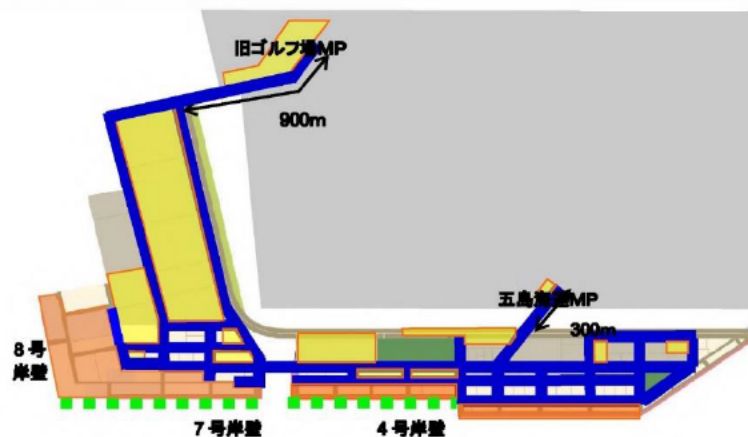
# 【参考】国際自動車トレード特区(愛知県・三河港)における回送運行経路

- 三河港では、輸入自動車の陸揚げ後の輸送や自動車を輸出するための積み出しのため、保管ヤード～港間又は保管ヤード間において、経路を特定して回送運行を実施。

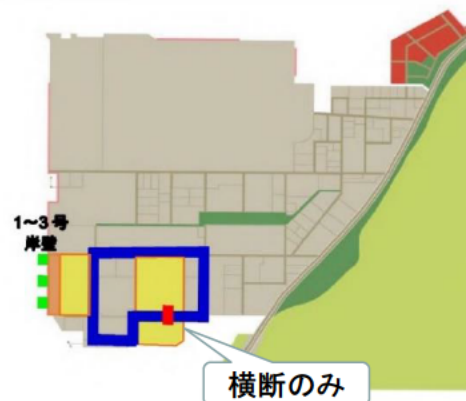


回送運行経路特定図

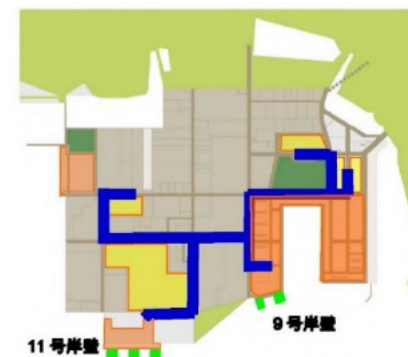
<神野地区>



<明海地区>



<蒲郡地区>



## 1. 趣旨

現行制度においては、回送運行車両の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示することを義務付けているところ、道路交通上の安全性を確保しつつ、回送運行許可番号標の表示に係る時間的・経済的コストを削減するため、一定の要件等を満たす回送運行について、回送運行許可番号標の後面表示を省略できるよう、省令改正等所要の措置を講じる。

## 2. 考え方

完成車又は輸入車の大量輸送が頻繁に行われる等の一定区間であって、後面省略の車両の回送運行があることについて行政側に予見性を確保するとともに、後面に回送運行許可番号標を表示しない場合であっても、回送運行許可を受けた者による運行であることが外形的に判断できるよう後面表示の代替措置を実施した上で認めることとする。

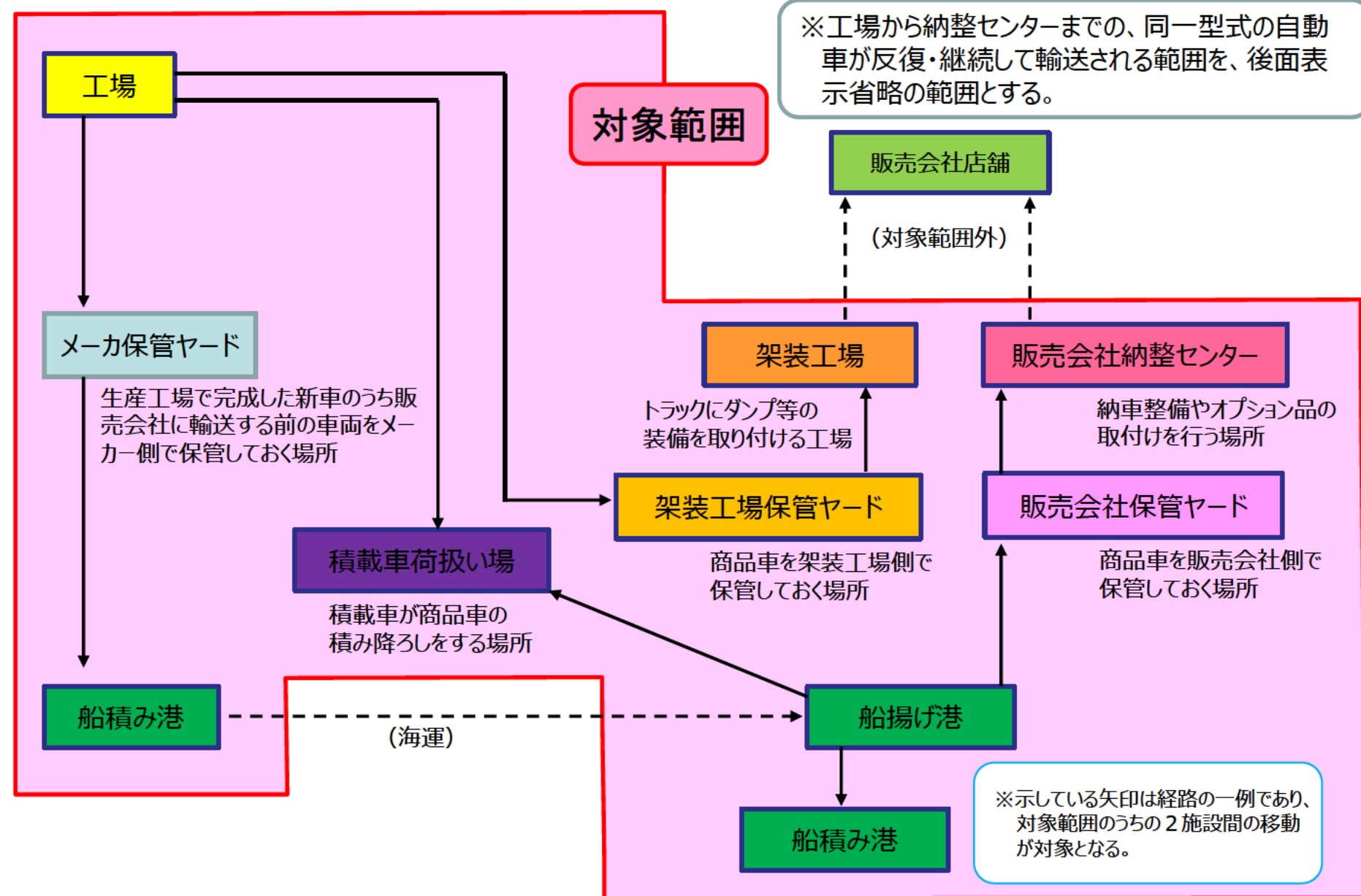
## 3. 後面省略を認める要件

| 項目   | 要件                                                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送形態 | ・同一経路において自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。                                                                             |
| 経路   | ・工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、販売会社納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場間において、回送運行事業者が事前に特定した回送経路とする。<br>【別紙参照】 |

## 4. 代替措置

- ・道路交通上の安全性を確保する観点から、構造改革特区を参考に、同様の代替措置（p.3～4参照）を講じることとする。

# 【別紙】対象範囲(赤枠部分)



別表２ 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

| 番号   | 特定事業の名称   | 特区における規制の特例措置の内容                                                                                                 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容                                                                       | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期   | 所管省庁  |
|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|-------|
| 1230 | 回送運行効率化事業 | 自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積み込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。 | 全部    | 関係府省庁において現在本特定事業において認められているものを制限しない形での基準（運行可能な区域、範囲、距離など）を整理し、令和３年度中に所要の措置を講ずる。 | 省令           | 令和３年度中 | 国土交通省 |

## 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

| 番号 | 都道府県名 | 特区の名称       | 区域の範囲                                      | 特区の概要                                                                                                                                                                                                                                        | 規制の特例措置の番号 | 規制の特例措置の名称 | 認定回  |
|----|-------|-------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------|
| 1  | 愛知県   | 国際自動車トレード特区 | 豊橋市の区域の一部(三河港神野、明海地区等)及び蒲郡市の区域の一部(三河港蒲郡地区) | <p>三河港は、国内外の自動車メーカーの輸出入拠点として、自動車貿易では世界でも有数の取扱いを誇る国際自動車港湾である。埠頭の近隣に整備工場やモータープールが立地しており、一般車両の交通は少ないが、公道を使う回送においては、回送運行許可番号標を1台毎に取り付ける必要があり、脱着等の回送運行にかかる作業の効率化が課題となっている。</p> <p>本特例措置を活用し、回送時の作業を効率化する。このことにより、自動車流通機能を強化し、三河港の更なる振興と発展を図る。</p> | 1230       | ・回送運行効率化事業 | 第47回 |

## 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

| 氏 名                   | 職 業 等                       |
|-----------------------|-----------------------------|
| ふじむら ひろゆき<br>◎ 藤村 博之  | 法政大学経営大学院教授                 |
| しまもと こうじ<br>○ 島本 幸治   | ソシエテ・ジェネラル証券株式会社<br>代表取締役社長 |
| いわさき くみこ<br>岩崎 久美子    | 放送大学教養学部教授                  |
| くどう ひろこ<br>工藤 裕子      | 中央大学法学部教授                   |
| わたなべ こういちろう<br>渡邊 浩一郎 | 公認会計士                       |

※ ◎は委員長、○は委員長代理

## 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

## 医療・福祉・労働部会

| 氏 名                   | 職 業 等       |
|-----------------------|-------------|
| ふじむら ひろゆき<br>◎ 藤村 博之  | 法政大学経営大学院教授 |
| いわさき くみこ<br>○ 岩崎 久美子  | 放送大学教養学部教授  |
| わたなべ こういちろう<br>渡邊 浩一郎 | 公認会計士       |

※ ◎は部会長、○は部会長代理



## 教育部会

| 氏 名                                 | 職 業 等                       |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| <small>いわさき くみこ</small><br>◎ 岩崎 久美子 | 放送大学教養学部教授                  |
| <small>しまもと こうじ</small><br>○ 島本 幸治  | ソシエテ・ジェネラル証券株式会社<br>代表取締役社長 |
| <small>くどう ひろこ</small><br>工藤 裕子     | 中央大学法学部教授                   |

※ ◎は部会長、○は部会長代理

## 地域活性化部会

| 氏 名                                  | 職 業 等                       |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| <small>しまもと こうじ</small><br>◎ 島本 幸治   | ソシエテ・ジェネラル証券株式会社<br>代表取締役社長 |
| <small>くどう ひろこ</small><br>○ 工藤 裕子    | 中央大学法学部教授                   |
| <small>わたなべ こういちろう</small><br>渡邊 浩一郎 | 公認会計士                       |

※ ◎は部会長、○は部会長代理

## 構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定  
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

### 2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

#### （1）基本理念

##### ③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

#### ④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

### （２）提案の募集に関する基本方針

#### ③評価・調査委員会による調査審議

##### i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

## ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

## iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

# (3) 評価に関する基本方針

## ①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

## ②評価基準

### i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

#### **ア) 全国展開**

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

#### **イ) 特区において当分の間存続**

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

#### **ウ) 拡充**

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

#### **エ) 是正**

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

#### **オ) 廃止**

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

### **ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準**

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

#### **ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置**

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
  - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

### ③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

### ④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

### ⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下



「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

## ⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

### i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

## ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

## iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

## ⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## ⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## ⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## (5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

## (6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

### ②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

### **3. 特区計画の認定に関する基本的な事項**

#### **(1) 特区計画の認定に関する基本方針**

##### **⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求**

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

##### **⑪認定特区計画の取消し**

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

### **4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画**

#### **(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置**

### ①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

### ②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

### ③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

### （３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。